

第三次須恵町国土利用計画

令和6年3月

須恵町

目次

前文.....	1
第1章 町土の利用に関する基本構想.....	2
1. 土地利用の現状と課題	2
(1) 町土利用の現状	2
(2) 町土利用の課題	4
2. 町土利用に関する基本構想	6
(1) 町土利用の基本理念	6
(2) 町土利用の基本方針	6
3. 利用区分別の町土利用の基本方向	7
(1) 農地	7
(2) 森林	8
(3) 水面・河川・水路	9
(4) 道路	10
(5) 宅地	11
(6) その他.....	12
第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	13
1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	13
(1) 基準年次及び目標年次	13
(2) 枠組みの設定	13
(3) 町土の利用区分	13
(4) 目標設定の方法	13
(5) 目標値.....	13
2. 地域別の概要	15
(1) 中央地域	16
(2) 南地域.....	17
(3) 北地域.....	18
(4) 西地域.....	19
第3章 第1章、第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要.....	20
1. 土地利用関連法制等の適切な運用	20
2. 町土の保全と安全性の確保	20
3. 持続可能な町土の管理	20
4. 自然環境と美しい景観等を保全・活用する町土利用	21
5. 土地利用の転換の適正化.....	21
6. 土地の有効利用の促進	22
7. 計画の推進.....	22

参考資料	23
1. 土地利用現況図	24
2. 土地利用構想図（2033（令和 15）年度）	24
3. 須恵町国土利用計画審議会条例.....	25
4. 須恵町国土利用計画審議会委員名簿.....	26
5. 諮問及び答申	27
6. 国土利用計画策定経緯	29
7. 町土の利用区分およびその定義.....	30
8. 利用区分別面積の推移	31
9. 利用区分ごとの推計面積.....	32

前文

須恵町は、2004(平成16)年度に「須恵町 国土利用計画」(第一次)を、2010(平成22)年度に「第二次須恵町 国土利用計画」を策定し、適正な土地利用を図ってきましたが、目標年次を迎え、土地利用の動向を踏まえた計画の見直しが求められていることから、「第三次須恵町国土利用計画」を策定することとしました。

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡のある土地利用の促進と確保を図ることを目的として、本町の区域内における国土(以下、本計画においては「町土」という。)の利用に関する基本的な事項を定めた計画であり、国土利用計画(全国計画)及び福岡県国土利用計画(第四次)を基本として、本町の行政運営の最上位計画である「第七次須恵町総合計画」に即して定めるものです。

なお、この計画は、社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うこととします。

国土利用計画法第8条において、市町村は、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画(国土利用計画)を定めることができる、とされています。

第1章 町土の利用に関する基本構想

1. 土地利用の現状と課題

(1) 町土利用の現状

1) 広域的位置づけ

本町は、福岡県の北西部、糟屋郡の南部、福岡市の東約 10km に位置し、福岡都市圏に属しています。

古くから農業を産業の中心として須恵川流域を中心に発展し、明治時代の6村合併後、町制施行により町となりました。その後、石炭産業の隆盛及び衰退を経て、昭和 40 年代以降は、人口の増加とともに都市基盤整備が進展し、福岡都市圏の発展とともに秩序ある発展を遂げています。

九州自動車道の須恵スマートインターチェンジの整備により、高規格幹線道路網も身近なものとなっています。また、バスや鉄道の利用により、福岡空港や博多駅等の主要な交通ターミナルへのアクセスにも優れています。

2) 自然条件

町域東部及び北部には、太宰府県立自然公園に指定されている若杉山、岳城山の豊かな森林が見られ、須恵川を挟み水田が分布しています。

河川は、須恵川、観音谷川、皿山川、中将川、割石川、城山川の 6 河川が町内を流れており、須恵ダムや農業用水路が整備され水源地として良好な河川環境が維持されています。

農業用ため池は、町内に多く分布しています。

森林は、大部分が人工林であり、野生生物の宝庫となっています。

豊かな自然環境を活かした公園として、皿山公園や昭和の森公園等が整備されています。

3) 社会条件

① 人口・世帯数

2015(平成 27)年の人口は、国勢調査では 27,263 人、世帯数は 9,919 世帯となっており、2020(令和2)年には人口が 28,628 人、世帯数が 10,942 世帯と人口・世帯数とも増加しています。

2023(令和5)年2月末の住民基本台帳に基づく人口は 29,336 人、世帯数が 12,701 世帯となっており、微増傾向が続いています。

② 産業

産業は、就業人口でみると第2次産業と第3次産業によって構成され、近年第3次産業の占める割合が高くなっており、2020(令和2)年国勢調査では、従業者数の74.1%が第3次産業となっています。

農業においては、農業就業人口及び農地面積は2015(平成27)年から2020(令和2)年の間で減少しており、経営規模1ha以下の小規模農家が多く点在しています。

林業では、森林面積は維持されていますが、林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、林業生産活動は停滞の傾向にあります。商業は、JR須恵中央駅周辺や主要地方道筑紫野古賀線沿道、須恵スマートインターチェンジ周辺に商業施設の集積が進んでいますが、人口1人当たりの年間販売額は糟屋地域の7町のうち6位にあり(2021(令和3)年 経済センサス調査)、福岡市や近隣町へ購買力が流出していると考えられます。

工業は、新原工業団地、須恵鉄工団地等が造成されており、工場数では糟屋地域では最も多く、製造品出荷額は増加傾向にあります。また、地球環境問題に対応し、温暖化防止やカーボンニュートラルの実現等への取組も求められています。

4) 土地利用の動向

① 土地利用の現況

本町の土地利用は、森林が町の北東に広がり、2020(令和2)年では、町域の39.9%を占め最も多くなっています。農地は、町域の8.8%を占め、その多くは水田です。宅地では、住宅用地が町域の17.0%を占め、用途地域内に多く分布しており、用途地域の指定区域外にも集落と一体となって低層住宅地が形成されています。

また、工業用地は、町南部の新原工業団地や主要地方道筑紫野古賀線沿道の須恵鉄工団地等に集積しています。

② 土地利用の動向

2015(平成27)年から2020(令和2)年までの推移をみると、農地が19ha減少し、宅地が15ha増加しています。

このように、この6年間で農地が、主に宅地へ土地利用転換する動向がみられます。

(2) 町土地利用の課題

1) 将来を見据えた計画的で持続可能な土地利用の実現

本町には、用途地域が指定されており、用途地域外は、全域が農業振興地域に指定されています。用途地域外の農業振興地域においては、農地転用や開発による宅地化が見られます。これは、人口増加による住宅需要の増加のほか、交通アクセス性の向上による工業系用途の需要の増加に起因するものと考えられます。

本町の人口は、これまで増加傾向にありましたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は安定的に推移する見通しとなっています。また、将来的に人口が減少基調となることも想定されます。

将来的な人口や産業の動向を踏まえ、農業や森林といった自然的土地利用と宅地等の都市的土地利用の調和を図り、計画的で持続可能な土地利用を実現する必要があります。

2) 須恵町らしい自然や景観の保全・活用

本町のシンボルとして親しまれている若杉山や須恵川など、本町らしい自然や景観を守るとともに、まちのにぎわいや住みやすさの創出、愛着の醸成につながるよう、活用していくことが求められます。

自然や景観の保全・活用に当たっては、住民との協働による取組や、土地利用に応じた緑化や景観形成の取組が必要です。

また、カーボンニュートラルの実現に向けて、地域における再生可能エネルギーの導入といった取組が必要です。

3) 快適な居住環境の保全・整備

快適な居住環境の保全・整備に向けて、用途地域外における用途の混在防止や、狭い・暗いといった危険な生活道路の改善、子ども達が日常的に遊べる公園の整備・機能充実が必要です。

また、空き家・空き地の適正な維持管理に加え、空き家の発生予防についても検討することが必要です。

4) 近隣都市と連携しながら、須恵町内に必要な“利便性”の確保

福岡市や近隣都市の大型商業施設へのアクセス性を踏まえ、それらの近隣都市と連携しながら買物環境を維持・充実させるとともに、公共交通網との相互補完により、本町に必要な利便性を確保することが必要です。

特に、既に一定程度の都市機能が集積している JR 駅周辺の使い方について、土地利用を検討する必要があります。

5) 安全・快適に移動できる道路環境の実現

慢性的な交通渋滞の緩和や狭あい道路の改善により、誰もが安全・快適に移動できる環境を確保することが必要です。

道路環境の改善にあたっては、整備改善の優先度を検討し、メリハリのある道路整備を行うとともに、必要に応じて主要な施設・機能の配置について検討することが必要です。

6) 町の活力を生む“働く場”の創出

町の活力創出に向け、サービス業を中心とする都市機能をまちの中心部に誘導します。

既存企業による地域資源や特性を活かした取組を支援し、事業活動拡大等の事業者支援策を進めます。また、カーボンニュートラルの促進といった地域に必要とされる企業の誘致や創業・起業支援に取り組み、移住政策と連動した新たな雇用獲得を図るなど、雇用の創出につなげて町内で働きやすい環境を整える必要があります。

7) 須恵町ならではの魅力づくり

町民に親しまれている皿山公園や須恵駅などの拠点的な場所を活かし、本町ならではの魅力をつくることで、外から人を呼び込み、まちのにぎわいを生み出す必要があります。

8) 災害リスクを踏まえた安全・安心な都市づくり

土砂災害や河川浸水、内水氾濫、ため池災害等のリスクを踏まえ、防災機能の整備・強化やハード、ソフト両面による防災施策が必要です。

また、開発・防災・環境保全のバランスに配慮した土地利用が必要です。

9) 計画的な公共施設の整備・維持管理、機能強化

町民の生活利便性の向上に向けて、計画的な公共施設の整備・維持管理、機能強化が必要です。

2. 町土利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本理念

須恵町の町土は、現在及び将来における住民のための限られた資源であるとともに、町民生活及び農業、工業、商業、観光等の生産活動の共通の基盤であり、地域の発展と深く関わっています。

この限られた資源である町土を、適正に整備、開発及び保全し、次世代に引き継いでいくことが我々の責務です。

よって、町土の利用は、公共の福祉を最優先とし、本町の優れた自然環境の保全を図りつつ、各地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとします。

(2) 町土利用の基本方針

第七次須恵町総合計画と整合し、次に掲げる方針のもとに合理的かつ計画的な土地利用を進め、自然的土地利用と都市的土地利用の調和に基づく、安心安全で持続可能な町土の形成を図ります。

① 将来人口動向を適切に受け入れる環境を整備する。

② 高齢化社会や将来的な人口減少を見据えて対応する。

都市環境と自然の区分を一定程度明確にすることで無秩序な開発を抑制し、計画的で持続可能な土地利用を推進します。また、高齢化社会に対応し、誰もが暮らしやすい都市を形成するため、都市機能や居住の集積を図り、日常生活を支える利便性の確保を図ります。

③ 須恵町の立地や交通環境を活かした必要な利便性を確保する。

福岡市をはじめとする近隣都市へのアクセス性を活かし、近隣都市と連携しながら都市機能を維持・集積することで、誰もが便利に暮らすことができる都市の形成を図ります。

幹線道路の整備促進や慢性的な渋滞の解消、道路網と公共交通網の相互補完など、交通環境の改善により、町内および近隣都市へのアクセス性を向上し、本町に必要な利便性の確保を図ります。

④ 古くから受け継がれ、町民の心の拠り所となる自然・歴史環境を守り、活かす。

森林、河川、農地などの本町の自然環境は、災害防止や温暖化防止といった機能に加え、町民にとってふるさとの景観を形成する貴重な資源です。豊かな自然環境を保全・活用するための取組を推進し、人と自然が共生する都市の形成を図ります。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進します。

⑤ 須恵町に既にある環境を活かした新しい魅力をつくる(民間活力の導入を含む)。

民間事業者や町民と連携しながら、皿山公園や須恵駅などの既存の拠点的な場所や自然環境を活かした町の魅力・個性づくりに向けた取組を推進します。

⑥ 自然災害のリスクやインフラ施設の老朽化に対応する、強靱な都市をつくる。

豊かな自然環境と共生するためにも、自然災害のリスクを踏まえたハード・ソフト両面による防災施策を推進します。また、インフラ施設の適正な維持管理や計画的な長寿命化を推進します。

3. 利用区分別の町土地利用の基本方向

(1) 農地

1) 現況と課題

農地は、2020(令和2)年現在で 144ha と町域の 8.8% を占めており 2015(平成 27)年からの推移では 19ha 減少しています。

農地の大半は水田に利用され、農業生産基盤整備は概ね完了しています。

農業産出額は、減少傾向にあり、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業従業者の高齢化が進み、後継者不足の状況の中で、遊休農地が増加傾向にあります。また、用途地域内のみならず、用途地域外においても農地転用が多く見られます。

今後は、農地の有する多面的な機能に配慮しながら、将来の人口や産業等の動向を踏まえ、時代に即した農地のあり方を検討することが必要です。

2) 基本方向

農地、特に佐谷地域や植木地域に広がる一団の優良農地については、生産基盤としての有効活用を図りながら、遊休農地の拡大抑制等により、農地本来の土地利用による維持・保全に努めます。また、集落営農組織等への農地の集積を進め、農作業の集約・効率化を促進します。

JR 線路沿いの農地については「土地利用検討地」として位置づけ、人口や産業等の動向を踏まえ、現況の土地利用からの転換について検討することとします。特に、須恵中央駅周辺の農地は、都市的土地利用を含む“にぎわい創出”に向けた土地利用を検討します。ただし、土地利用転換の検討に当たっては、農地の貯水機能を踏まえることとし、特に河川沿いの農地については、慎重な検討を行います。

用途地域内の農地は、将来的な都市的土地利用への転換を基本としつつ、まちなかの農地としてその機能を維持します。遊休農地については、まちなかの空地としてあり方を検討します。

■まちなかの空地の活用(例)

- ・防災空地として活用…火災や地震などの災害時における延焼防止や、地域の防災活動の場として活用
- ・ポケットパークとして活用…地域住民のコミュニティ活動や緑化の推進、災害時の避難場所等として活用
- ・まちなか菜園として活用…地域住民が身近に菜園を楽しみ、地域住民の健康・生きがい・つながり・居場所づくりとして活用

(2) 森林

1) 現況と課題

森林は、2020(令和2)年現在で 650ha と町域の 39.9%を占めています。

本町の森林のほとんどは、町有林、国有林、財産組合管理林であり、福岡県広域森林組合を中心に維持管理が行われています。

近年、住民生活の向上や価値観の多様化等を背景として、自然環境の保全や保健文化的な役割など森林が有する多面的な機能の発揮が一層期待されるようになっていきます。森林の多面的な機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、森林を健全な状態で維持・管理し、森林資源の整備推進に努める必要があります。

■森林の有する多面的機能

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| ・生物多様性保全(生態系保全など) | ・保健・レクリエーション機能(休息・リフレッシュなど) |
| ・地球環境保全(地球温暖化の緩和など) | ・快適環境形成機能(防風・防音、大気浄化など) |
| ・土砂災害防止機能/土壌保全機能 | ・文化機能(景観・風致など) |
| ・水源かん養機能(水資源の貯留など) | ・物質生産機能(木材、食料等の資源など) |

2) 基本方向

森林の整備及び保全の推進に当たっては、森林の有する水源かん養、山地災害防止・土壌保全機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源を有効活用できるよう、間伐や下草刈り等の適切な実施、的確な更新の確保、混交林化などを図ります。

快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能に応じて適正な森林整備の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

効率的な森林施業、森林の適正な管理経営のほか、農山村地域の振興に欠くことのできない施設である林道等の路網の整備を計画的に実施することとします。

上記の基本方向を踏まえ、福岡県広域森林組合との協働による適正な森林整備及び保全・維持管理に努めます。福岡県広域森林組合との協働にあたっては、福岡県広域森林組合の取組を評価・検証し、改善していく仕組みづくりについて検討します。

(3)水面・河川・水路

1) 現況と課題

水面・河川・水路は、2020(令和2)年現在で64haと町域の3.9%を占めています。

水面については、砂防及び上水道水源確保用の須恵ダム、農業用ため池として大谷池、新大福池などが各所に整備されています。

河川は、須恵川、観音谷川、皿山川、中将川、割石川、城山川の6河川が町内を流れています。須恵川はショウケ越から須恵ダムを経由して本町を東西に横断し、市街地内外で貴重な水辺空間を形成しています。また、水路は、農業用水路が、農地等に広く張り巡らされています。

水面・河川・水路は、治水面での防災機能、かんがい等の生産機能の他に、動植物の生育や親水の間としての機能を有しており、自然環境の形成とともに重要な役割を果たしていることから、その保全と適正な管理及び計画的な整備が求められます。

2) 基本方向

河川については、自然の営み全体を視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に対して配慮しながら、時に猛威をふるう自然の力から生命や財産を守ることや、河川が本来有している生物の多様な生息・生育環境の保全・創出、河川空間におけるレクリエーションの場や憩いの場としての活用等を図るため、須恵川及び支流の適切な維持管理に努めます。

農業用を主とするため池が多く分布していることから、大雨等の防災にも配慮した維持・保全を図ります。

(4)道路

1) 現況と課題

道路は、2020(令和2)年現在で147haと町域の9.0%を占めています。

本町の道路は、本町を広域にわたって南北方向に結ぶ主要地方道筑紫野古賀線及び福岡市方面など東西方向に結ぶ主要地方道志免須恵線の2つの主要幹線道路を骨格とし、その他県道、町道、農道及び林道によって構成されており、福岡都市圏及び町内の交流や物流を支えています。

また、九州自動車道の須恵スマートインターチェンジにより、高規格幹線道路網のネットワークに結ばれています。

しかし、幹線道路を中心に渋滞が常態化しており、交通渋滞の緩和が必要です。また、幹線道路の慢性的な渋滞に伴い、生活道路が抜け道として利用されることが問題となっています。

町内には、狭い道路や夜間街灯の少ない道路、無蓋側溝が見られます。狭い・暗いといった危険な道路環境を改善し、誰もが安全・快適に移動できる道路環境が求められます。

2) 基本方向

道路は、町民の生活や経済活動の基盤施設であるとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保するため、主要地方道筑紫野古賀線、主要地方道志免須恵線の整備を踏まえ、町内のネットワークの強化を図る道路整備を推進します。

このうち主要地方道筑紫野古賀線については、整備推進を関係機関に働きかけます。

町道は、優先度を考慮したメリハリある整備を行い、危険な道路環境の改善や住宅地内の細街路における通過交通の排除を図ります。町内の拠点を結ぶ道路交通網の維持・充実を図るとともに、歩いて楽しい・歩きたくなる歩行ネットワークの構築に努めます。

また、道路幅員が狭小な地区においては、建築時の拡幅誘導、地域住民の協力等により改善を図ります。

農道は、農業の生産性の向上、農地の適正な管理、生活環境の向上において重要であるため、適正な維持管理に努めます。

林道は、林業経営の合理化、森林の適正管理において重要であるため、自然環境との調和に配慮した維持管理を行います。

(5) 宅地

1) 現況と課題

宅地は、2020(令和2)年現在で 503ha と町域の 30.8%を占めており、2015(平成 27)年からの推移では 15ha 増加しています。

このうち住宅地は、中心部の須恵地区及びその周辺の植木地区等の集落から形成された住宅地、佐谷地区等の若杉山麓の集落、一番田、城山等の住宅団地開発による住宅地、旅石、新原の炭鉱住宅跡地の住宅地などそれぞれ地域特性がありつつ、良好な環境の住宅地が形成され、近年も住宅開発が進行しています。

工業用地は、新原工業団地や須恵鉄工団地等が整備され、工場、流通・業務施設が立地しています。

商業地は、須恵スマートインターチェンジ周辺や主要地方道筑紫野古賀線沿道、JR須恵中央駅周辺道路に店舗、事務所等の立地がみられます。

一方で、各地域においては、用途地域の指定区域外で工場等の立地が進行し、住宅等と混在した土地利用がみられることから、用途混在の防止、整序を図る必要があります。

また、地域住民の生活利便性の維持・向上のために商業機能等の充実を図る必要があります。

2) 基本方向

① 住宅地

快適で安全な居住環境を維持・形成するために、宅地の細分化や建て詰まりの防止、基盤整備状況や周囲の土地利用の実態に応じた適度な密度と形態の誘導を図ります。また、集落の道路・下水道等の生活環境整備を進めます。炭鉱住宅跡地における住環境を整備し、延焼防止等のための敷地空間の確保を図ります。

さらに、他の用途との混在等から居住環境を保護し、ゆとりのある良好な住宅地の保全・形成を図ります。住宅地の整備にあたっては、災害リスクの高い地域での立地抑制に努めます。

② 工業用地

周辺環境との調和を図りながら、現況工業用地の維持に努め、地域に必要とされる企業誘致や創業・起業支援に取り組みます。

③ その他の宅地

商業地は、JR須恵中央駅および須恵スマートインターチェンジ周辺の商業機能の充実・強化、主要地方道筑紫野古賀線沿道等における未利用地、空き店舗の活用等により、中心商業地の振興を図るとともに、近隣都市との機能連携を踏まえた商業機能等の充実にも努め、町民生活の利便性を高めます。

(6)その他

1) 現況と課題

その他は、2020(令和2)年現在で123haと町域の7.5%を占めています。

本町には、県立須恵高等学校、中学校、小学校等の学校施設用地、須恵町立図書館、アザレアホール須恵(須恵町文化会館)等の社会教育施設用地、保健福祉施設用地、町役場等の官公署用地、環境衛生施設用地、公園・緑地等の公共公益施設用地があります。

今後、住民のニーズや社会情勢を踏まえ、公共施設の適正配置のあり方について検討を行う必要があります。公園については、子ども達が日常的に遊べる身近な公園の整備・機能充実が必要です。

さらに、本町の優れた自然や文化資源を活かした観光振興を図る施設整備が求められます。

公共建築物及び公共空間の整備にあたっては、すべての人が利用の障壁をなくすためのユニバーサルデザインやバリアフリー化のほか、地球温暖化防止に向けた脱炭素化等が求められます。

また、本町の景観形成を考慮した公共施設整備等が求められます。

2) 基本方向

効果的・効率的なインフラ施設の配置と整備を進めるため、適正な維持管理や保有量の適正化、効果的・効率的な配置、集約化・複合化について検討します。

公園については、子ども達が日常的に遊べる身近な公園の整備・機能充実に向けて、既存公園の再生と活用を図ります。

また、公共施設及び公共空間のユニバーサルデザイン、バリアフリー化や脱炭素化を推進するとともに、改修・改築時には防災・減災機能の付加に努めます。

公共施設及び公共空間の整備にあたっては、本町の自然景観と調和し、本町固有の都市景観形成に資する整備を行います。

第2章 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 基準年次及び目標年次

計画の目標年次は、2033(令和15)年とし、基準年次は2020(令和2)年とします。

(2) 枠組みの設定

町土利用の前提となる人口は、第七次須恵町総合計画の目標人口である、目標年次の2040(令和22)年において30,000人とします。

(3) 町土の利用区分

町土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地、その他の地目別区分とします。

(4) 目標設定の方法

町土の利用区分ごとの目標は、将来人口等を前提として、利用区分別に面積を予測し設定します。

(5) 目標値

町土利用に関する基本構想に基づき、中間年次(2028(令和10)年)と目標年次(2033(令和15)年)の利用区分ごとの規模の目標は、次頁の表に示すとおりです。

表 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

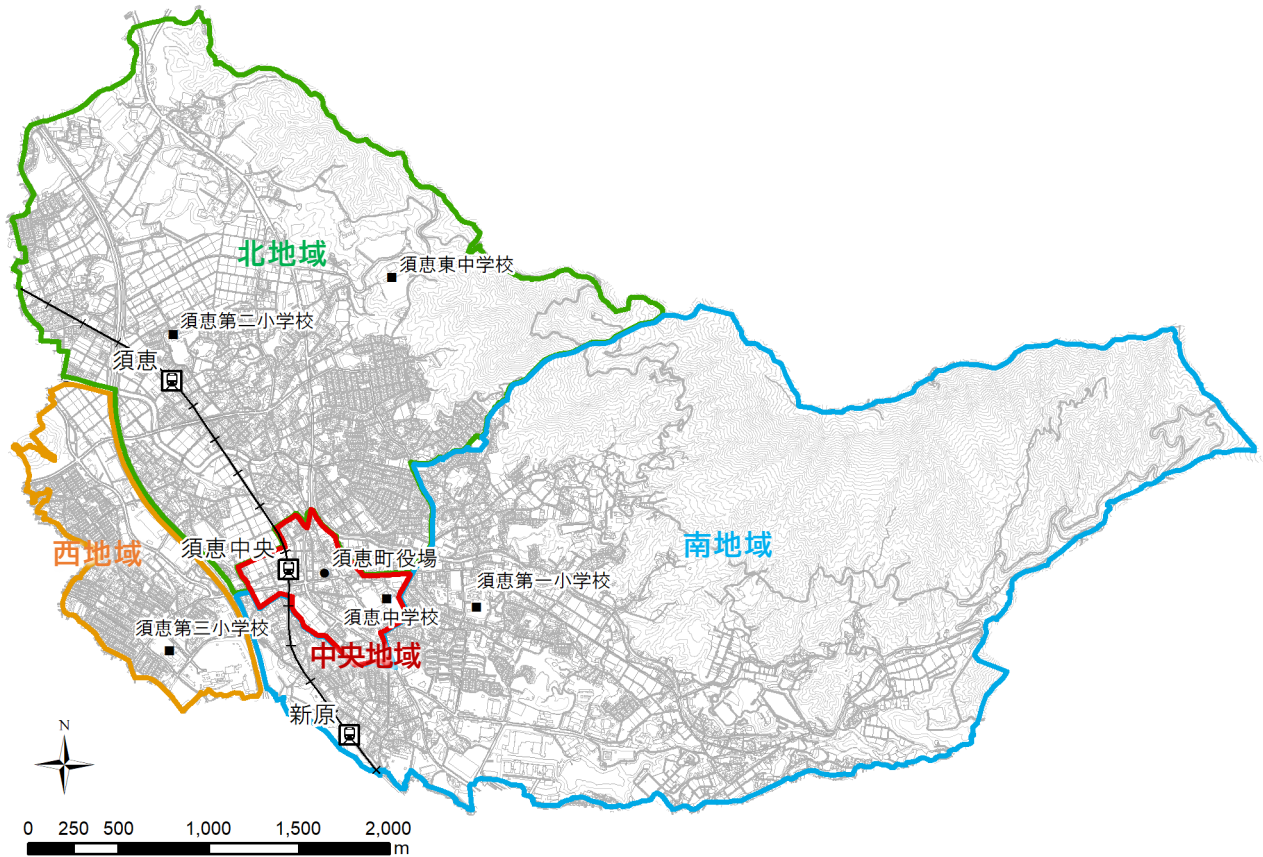
(単位:ha、%)

利用区分	2020年	2028年	2033年	2020~2033年 増減面積(ha)	構成比	
	(ha)	(ha)	(ha)		2020年	2033年
農地	144	132	126	-18	8.8%	7.7%
田	127	115	110	-17	7.8%	6.7%
畑	17	17	16	-1	1.0%	1.0%
採草放牧地	0	0	0	0	0.0%	0.0%
森林	650	650	650	0	39.9%	39.9%
原野	0	0	0	0	0.0%	0.0%
水面・河川・水路	64	64	64	0	3.9%	3.9%
水面	36	36	36	0	2.2%	2.2%
河川	20	20	20	0	1.2%	1.2%
水路	8	8	8	0	0.5%	0.5%
道路	147	150	152	5	9.0%	9.3%
一般道路	128	131	133	5	7.8%	8.2%
農道	7	7	7	0	0.4%	0.4%
林道	12	12	12	0	0.7%	0.7%
宅地	503	515	519	16	30.8%	31.8%
住宅地	277	284	286	9	17.0%	17.5%
工業用地	28	31	32	4	1.7%	2.0%
その他の宅地	198	200	201	3	12.1%	12.3%
その他	123	120	120	-3	7.5%	7.4%
合計	1,631	1,631	1,631	0	100.0%	100.0%

2. 地域別の概要

地域別構想における地域区分は、小学校区などの社会的なつながりや、道路・河川・鉄道などの地形地物、土地利用の状況を踏まえ、以下の4地域に区分することとします。

図 地域区分



(1)中央地域

1) 現況と課題

本地域は、町の中心部に位置し、JR 須恵中央駅や須恵町役場を有する本町の“顔”となる地域です。

地域内には、須恵中学校や須恵町立図書館等の公共施設がまとまって配置されています。

JR 須恵中央駅は、町の中心拠点として、にぎわい創出や交通結節機能の向上が求められます。

また、地域を縦断する主要地方道筑紫野古賀線は、慢性的な渋滞が見られ、早期解消が望まれます。

2) 土地利用の方針

土地利用検討地について、本町の”顔”にふさわしいにぎわい創出に向けた土地利用を検討するとともに、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域等の地域地区の導入を検討します。

土地利用検討地について、駅周辺の利便性を活かした土地利用を検討します。

須恵中央駅について、交通結節点としての乗り継ぎの円滑化や駐車場の整備検討などの利便性向上に努めるとともに、駅舎および駅周辺のユニバーサルデザイン化や、駅前広場の整備等について検討します。

須恵中央駅から皿山公園への歩行者のアクセスや歩道の安全確保について検討します。

地域の活力を育む場として、オープンイノベーションセンター等の既存施設の活用について検討します。

主要地方道筑紫野古賀線の早期整備を促進します。

(2)南地域

1) 現況と課題

本地域は、町の南東部に位置し、若杉山及び岳城山の山頂に加え、つつじで有名な皿山公園や歴史民俗資料館が立地するなど、自然環境と歴史・文化資源が一体となった空間を有しています。

用途地域の指定区域外では、山麓に集落が形成され、須恵川の上流部と一体となって、優れた自然環境を有しています。須恵川に沿って農地が整備され、ほ場整備がほぼ完了していますが、近年は、主要地方道志免須恵線沿いに住宅開発や工場立地が見られます。宅地開発においては、自然景観との調和を図るため、建築等においては、周辺の自然景観と調和する建物用途、形態が求められます。

用途地域の指定区域内では、平坦地には住宅開発等による住宅地が広がっていますが、日常生活の利便施設が不足しており、日常生活の利便性を高める商業等の生活サービス施設の維持・充実を促進することが必要です。

地域南部には、新原工業団地が形成され、本町の基幹的な産業の拠点となっています。

本地域を通過している主要地方道筑紫野古賀線は、主要幹線道路として交通量が多いことから、安全で円滑な交通処理を図るため、暫定 2 車線区間の早期 4 車線化が求められています。地域内には狭あい道路が多く見られ、特に新原駅周辺の狭あい道路を改善することが必要です。

須恵川が地域の中央部を東西に流れ、河川に沿って水辺空間を形成しています。森林は、自然環境としての保全に加え、貴重な自然資源としての保全・活用が求められます。

また、斜面地においては、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所等が分布していることから、土砂災害の発生防止を図ることが必要です。

2) 土地利用の方針

本地域は、本町の自然特性を示す地域として位置づけられ、本町の貴重な自然の宝庫として、森林の保全や荒廃した森林の整備を図り、観光資源としての活用を図ります。

また、岳城山から皿山公園一体の自然環境及び歴史・文化施設については、本町の貴重な観光資源として整備を図り、森林浴と他の文化施設への散策などネットワークの強化を図ります。特に、皿山公園の活用と合わせ、皿山公園へのアクセスの確保、利便性の向上に努めます。

農地の保全を図るとともに、特に、用途地域外の幹線道路(主要地方道志免須恵線、主要地方道飯塚大野城線)沿いについて、住居、商業、工業、農業の調和した土地利用を促進し、必要に応じて用途地域の指定・見直しや特定用途制限地域の導入などを検討します。

また、用途地域内においては、指定された用途を踏まえ、日常生活の利便性を高める商業等の生活サービス施設の維持・充実を図ります。

住宅開発等による森林の伐採等について、無秩序に行われないように、森林の風致と緑地の保全を図るとともに、災害リスクの高い地域での立地抑制に努めます。

山林の大雨時における土砂災害の発生防止に努め、自然景観の保全を図ります。また、下水道の整備を促進し、流域の水質汚濁を防止します。

主要地方道筑紫野古賀線の早期整備を促進するとともに、地域内の狭あい道路について、沿道建築物の建替えと合わせた道路環境の改善を図ります。特に、新原～新生線(新原駅前通り)、上須恵～新原線の改良整備を推進します。

(3)北地域

1) 現況と課題

本町の北西部に位置し、山間部と山裾、平坦地の地勢を有しています。本町で最も面積の広い農業振興地域農用地区域を有する地域です。

北部山林は、篠栗町と隣接して良好な森林資源を有し、風致の保全と緑地の整備を行う必要があります。

山麓には、一番田、城山、藤浦の住宅団地があり、主要地方道筑紫野古賀線を挟んで、集落から形成された住宅地及び農地が広がっています。一番田団地、城山団地は、住宅開発されて50年近く経過しており、高齢化が見受けられます。

農業は、米作中心ですが、酪農、花き栽培もみられます。農地は、生産性の高い優良農地として保全を図る必要があります。

須恵鉄工団地が主要地方道筑紫野古賀線沿道に整備されており、既存の工業地の操業環境を維持するとともに、工場・倉庫等の無秩序な拡散を防止することが必要です。

主要地方道筑紫野古賀線や主要地方道志免須恵線は、慢性的な渋滞が見られ、改善が求められます。

2) 土地利用の方針

北側の森林の良好な風致と緑地の保全を図り、森林荒廃を防止する管理・育成を推進するとともに、森林の有する機能の向上を図るため、間伐など整備を推進します。

地域内の農地、特に、一団のまとまりがある農地については、良好な営農条件を備えていることを踏まえ、優良農地の分断や土地利用上の混在が生じないよう集団性を維持するとともに、農地の集約化や流動化、合理的な利用について検討します。

工場等の用途混在を防止し、住居、商業、工業、農業の調和した土地利用を促進するとともに、必要に応じて用途地域の指定・見直しや特定用途制限地域の導入などを検討します。

土地利用検討地については、駅周辺の利便性を活かした土地利用を検討します。なお、須恵川周辺の土地利用の検討にあたっては、農地の貯水機能を踏まえ、調整池及び貯留浸透施設の設置等、必要な防災対策について検討します。

主要地方道筑紫野古賀線の早期整備を促進するとともに、慢性的な渋滞の解消に向けて、周辺の道路環境の整備・改善を含む渋滞対策について、関係機関と連携して検討します。

(4)西地域

1) 現況と課題

本町の西南部に位置し、台地上の炭鉱住宅跡地に低層住宅地が形成された地域です。

須恵スマートインターチェンジ周辺は、スマートインターチェンジの利便性向上に向けた土地利用が求められます。

主要地方道志免須恵線は、慢性的な渋滞が見られ、改善が求められます。

炭鉱住宅跡地は、狭あい道路がみられ、建物が密集し、木造住宅の老朽化が進んでいるため、居住環境の整備が求められています。

地域の南部に、県立須恵高等学校、須恵第三小学校、認定こども園等の教育施設が計画的に配置され、環境に優れた文教地区を形成していますが、周辺は緑が不足しています。

本町、志免町、粕屋町にまたがる旧国鉄志免炭鉱跡地(ボタ山)は、広域的な有効利用について引き続き検討が必要です。

2) 土地利用の方針

須恵スマートインターチェンジの利便性向上に向けたインターチェンジ周辺の道路空間の整備やインターチェンジの大型車への対応について、関係機関と連携して検討します。

また、慢性的な渋滞の解消に向けて、周辺の道路環境の整備・改善を含む渋滞対策について、関係機関と連携して検討します。

炭鉱住宅跡地では、空き家対策を継続して実施し、周辺環境に悪影響を及ぼす特定空家等について対策を推進するとともに、空き家解消後の跡地については、防災の観点を踏まえ、活用方策を検討します。

狭あい道路について、沿道建築物の建替えと合わせた道路環境の改善を図ります。

県立須恵高等学校周辺は、町の文教地区として優れた環境の保全を図るとともに、周辺の緑化の促進を図ります。

旧国鉄志免炭鉱跡地(ボタ山)については、民間活力の導入を含む有効利用を検討します。

第3章 第1章、第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

1. 土地利用関連法制等の適切な運用

本町の目指す町土地利用の基本方針、利用区分別の基本方向を実現するために、「国土利用計画法」をはじめとして、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」、「自然公園法」、「自然環境保全法」等の土地利用関係法の適切な運用により、土地利用の総合的かつ計画的な調整を行い、適正な土地利用を推進するとともに、必要に応じて用途地域の指定・見直しや特定用途制限地域の導入などを検討します。

また、地価動向の的確な把握や土地取引の規制に関する措置等、国土利用計画法の適切な運用を図ります。

2. 町土の保全と安全性の確保

- ① 町民の防災意識の高まり等に配慮した緑地、親水空間づくりに努めます。
- ② 関係機関との連携のもと、急傾斜地の崩壊防止や河川改修等の治山・治水対策を促進するとともに、急傾斜地崩壊危険区域等への宅地開発の規制等により、水害や土砂災害防止を図ります。

3. 持続可能な町土の管理

- ① 町土の自然環境の保全、公害の防止、歴史的風土の保全及び文化財の保護、さらに環境負荷の低いカーボンニュートラルの実現に向けて、町土利用に関する施策の推進、及び関係法令の適切な運用により適正な土地利用への誘導を図ります。
- ② 農地は、生産基盤であり、かつ良好な自然環境を保全する役割とともに治水機能や緑地空間としての憩いの場等の多面的機能を有していることから保全・整備を図ります。優良農地の保全にあたっては、地権者や営農者の意向調査をもとに、必要に応じて農地集積の方向性について検討するとともに、保全すべき農地の範囲について、随時検討・見直し等を実施します。
- ③ 大規模な開発の都市基盤施設の整備については、周辺の自然環境、社会環境の維持保全に留意し、環境影響評価を実施するなど無秩序な開発を制限するとともに、適切な開発となるように指導の強化・充実に努めます。
- ④ 工場等の立地については、住宅地等への混在を防止し、環境の保全や公害防止のため、工業団地等の工場適地への誘導を推進し、緑地の設置等について促進を図ります。

4. 自然環境と美しい景観等を保全・活用する町土地利用

- ① 森林の持つ町土の保全、水源のかん養等の公益的機能の向上を図るため、民有林及び国有林の適正な管理、広葉樹の育林等を推進し、風致地区、緑地保全地域等の指定により、森林及び周辺の風致及び緑地の保全を図ります。
- ② 町土の自然的、社会的環境の保全、文化的遺産の保護を図るため、本町において計画される全ての開発行為に対する指導の充実・強化を図ります。
- ③ 公共工事にあたっては、自然環境の保全を図りつつ、景観及び生活環境・社会的環境の保全に配慮しながら資材や工法の導入に努めます。

5. 土地利用の転換の適正化

土地利用の転換を行う場合には、その転換の不可逆性及び地域社会に与える影響の大きさに留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況等自然的・社会的条件を勘案して慎重に行うこととします。

- ① 農地の利用転換については、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響等に留意し、優良農地を確保しつつ周辺の農地や非農業的土地利用との調整を図りながら行うものとし、無秩序な転用を抑制します。
- ② 森林の利用転換については、災害の防止や水源のかん養等の森林が持つ機能の維持に十分留意し、周辺の土地利用との調整を図りつつ、自然環境を保全しながら慎重に行います。
- ③ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、事前に環境影響評価等の必要な調査を行い、周辺地域の生産基盤、生活基盤、生活環境に配慮しつつ、土地利用対策諸法の適切な運用により、適正な土地利用の推進に努めるものとし、

6. 土地の有効利用の促進

土地の有効利用については、住民の意向に応じた町土の均衡ある発展に効果的、総合的な成果が出るように誘導します。

- ① 農地については、集落営農組織等への農地の利用集積を促進するとともに、技術指導・支援体制の強化を推進し、農業生産性の向上や高品質化等を図ります。家庭菜園事業等の既存の農地の活用を継続して実施するとともに、新規就農者と遊休農地のマッチングによる担い手確保や、生産者との協働による農作物の試験栽培など、優良農地の保全・活用に向けた取組を推進します。
- ② 森林については、自然とのふれあいの場や環境教育の場として活用する等、森林の総合的かつ多面的な利用を図ります。
- ③ 水面・河川・水路については、生物の生息・生育に必要な水量、水質の確保を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間の形成や、人と水とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図ります。
- ④ 道路については、道路緑化等の推進による良好な沿道環境・景観の形成を図ります。九州自動車道須恵スマートインターチェンジの利便性向上や、町内の狭あい道路の改善に努めるとともに、主要地方道筑紫野古賀線の早期整備や慢性的な渋滞の解消に向けた道路環境の改善を促進します。
- ⑤ 宅地は、周辺環境との調和に配慮しながら、宅地造成等の開発行為は、用途に応じた適切なエリアへ誘導することでまちなか居住や都市機能の集積を図ります。
- ⑥ 未利用の町有地は、周辺の環境保全を前提に公共施設の配置や景観形成を図るべく土地の有効利用を推進します。

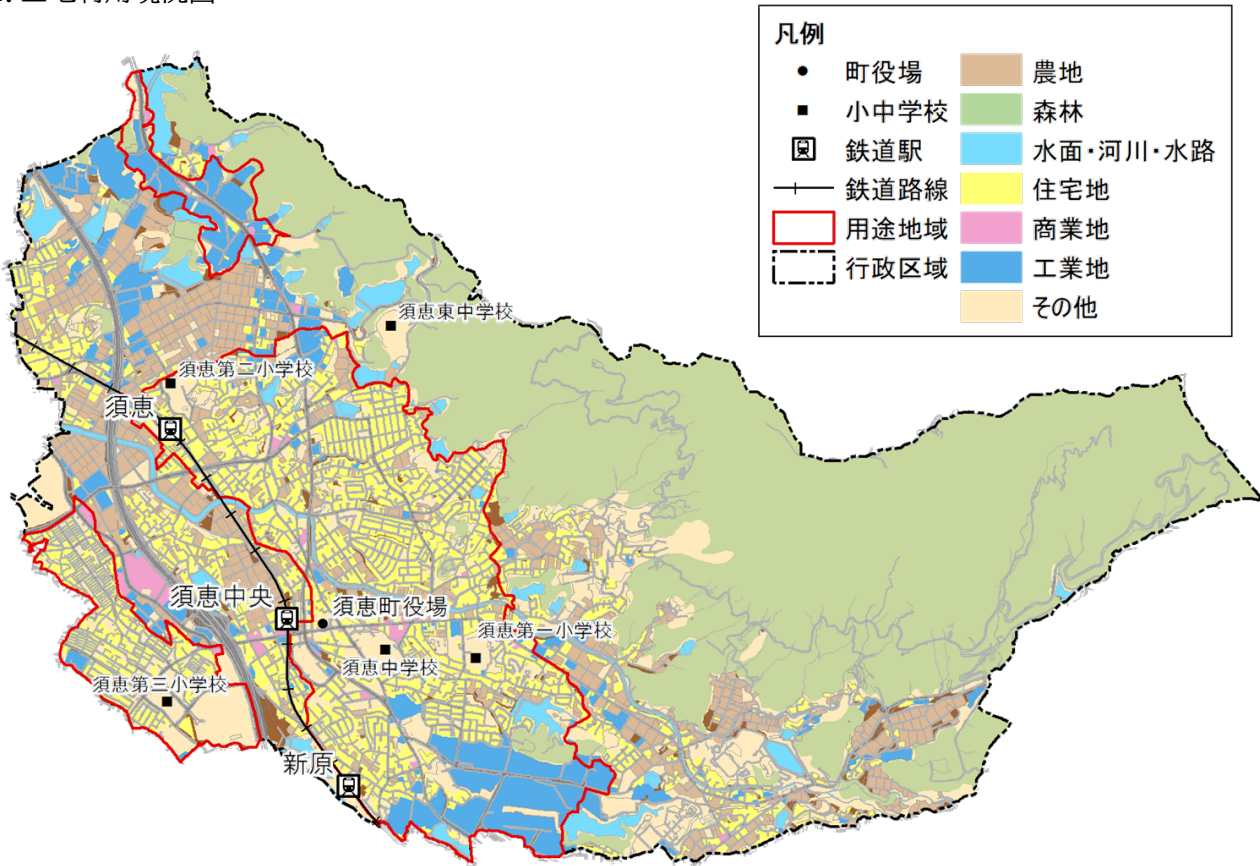
7. 計画の推進

本計画に基づいて、総合的かつ計画的な土地利用の調整を推進するため、土地利用の現状、計画達成状況の把握等に努めるとともに、本計画の適切な進行管理を図ります。

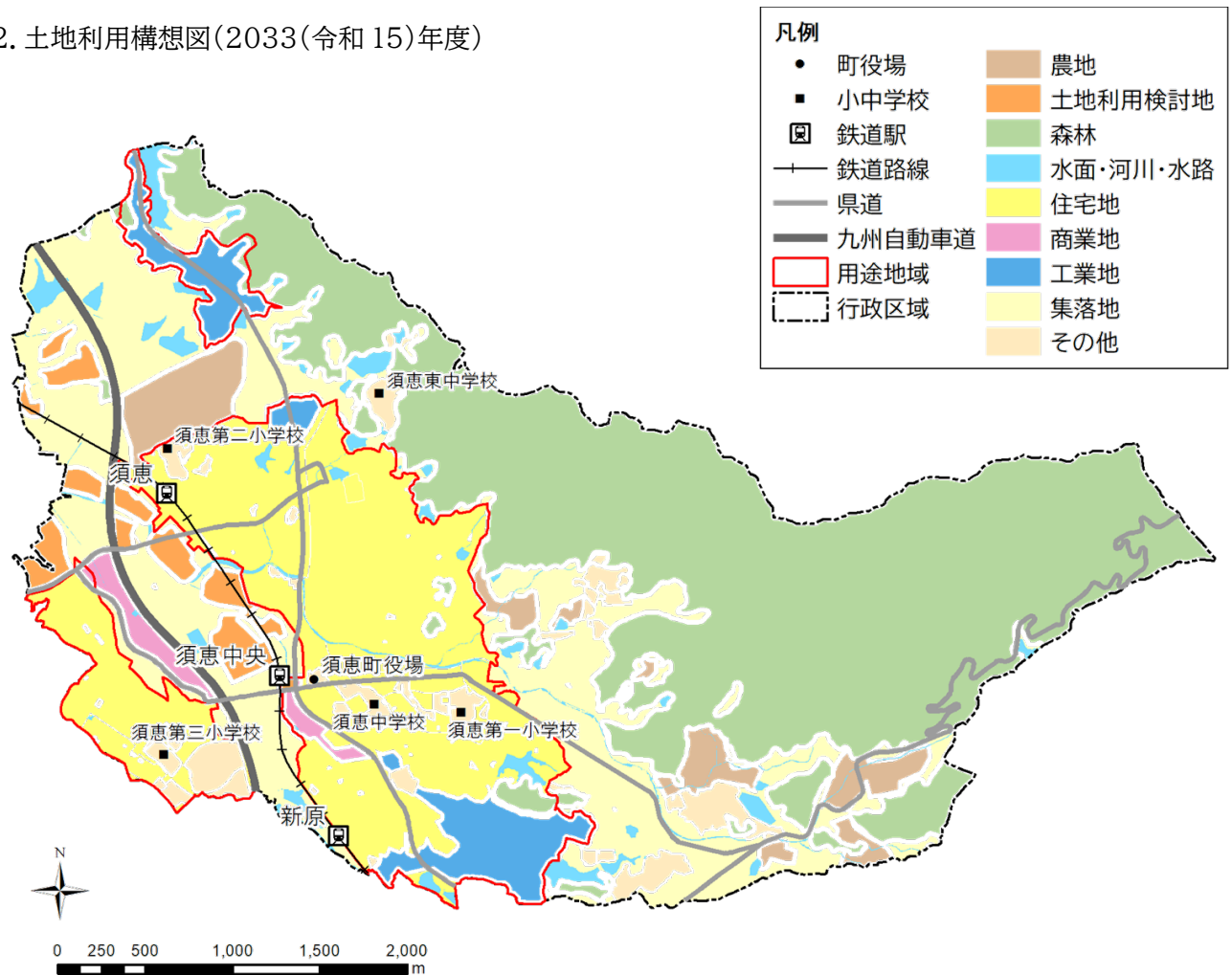
また、住民の理解と協力を得て、計画の実効性を確保するためにも、広報等を通じた土地利用についての啓発に努めます。

1. 土地利用現況図
2. 土地利用構想図(2033(令和 15)年度)
3. 須恵町国土利用計画審議会条例
4. 須恵町国土利用計画審議会委員名簿
5. 諮問及び答申
6. 国土利用計画策定経緯
7. 町土の利用区分およびその定義
8. 利用区分別面積の推移
9. 利用区分ごとの推計面積

1. 土地利用現況図



2. 土地利用構想図(2033(令和15)年度)



3. 須恵町国土利用計画審議会条例

平成13年3月19日
須恵町条例第9号

(設置)

第1条 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定に基づく須恵町国土利用計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、須恵町国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、須恵町国土利用計画に関し必要な事項について、審議を行なう。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が任命する。

(1) 町議会議員

(2) 町教育委員会の委員

(3) 町農業委員会の委員

(4) 町内の公共的団体の役職員

(5) 識見を有するもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、第2条に規定する諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(説明の要求)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(改正(平25条例第9号))

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

4. 須恵町国土利用計画審議会委員名簿

	氏名	構成根拠	選出母体・役職	備考	
1	松山 力彌	町議会	町議会 議長		
2	川口 満浩		町議会 (総務建設産業委員)		
3	男澤 一夫		町議会 (文教厚生委員)		
4	秦 道隆	町教育委員会	教育委員 教育長職務代理		
5	今泉 國次	町農業委員会	農業委員会 会長		
	合屋 勝秀			令和5年7月20日～	
6	荻 雅晴	公共的団体	商工会 会長		
7	田中 浩一		農協 須恵支所長		
	大場 亮祐			令和5年4月1日～	
8	三角 良人	識見を有するもの	都市計画審議会 会長	◎会長	
9	藤石 豊		農業振興地域整備 促進協議会 会長		○副会長
	稲永 成年			令和5年4月1日～	
10	吉松 清		区長会		
11	畑 末雄		区長会		
	下川 雅美			令和4年5月1日～	
12	田子 巧		校区コミュニティ会長 代表		

5. 諮問及び答申

3 須都第 040317-009 号
令和 4 年 3 月 23 日

須恵町国土利用計画審議会
会長 三角 良人 殿

須恵町長 平松 秀一

第三次須恵町国土利用計画について（諮問）

須恵町国土利用計画審議会条例（平成 13 年条例第 9 号）第 2 条の規定により、下記事項について諮問いたします。

記

第三次須恵町国土利用計画案について

令 5 須都第 2463 号
令和 6 年 2 月 9 日

須恵町長 平松 秀一 殿

須恵町国土利用計画審議会
会長 三角 良人

第三次須恵町国土利用計画について（答申）

令和 4 年 3 月 23 日付、3 須都第 040317-009 号をもって諮問された第三次須恵町国土利用計画については、本審議会において慎重かつ十分な審議をした結果、この計画は適切であるとの結論に達したので答申します。

なお、この計画が、須恵町の区域における国土の利用に関する行政上の指針として活用され具体的施策に反映されることを期待いたします。

6. 国土利用計画策定経緯

日 程	内 容
令和3年12月 ～令和4年1月	町民アンケート調査の実施
令和3年12月 ～令和4年1月	第1回住民ワークショップの開催
令和4年3月	第1回国土利用計画審議会 ・国土利用計画(案)の諮問 ・国土利用計画の概要 ・見直し体制・スケジュール等
令和4年6月 ～令和4年7月	第2回住民ワークショップの開催
令和4年10月	第3回住民ワークショップの開催
令和4年10月	第2回国土利用計画審議会 ・町土利用の現況と課題 ・町土利用の基本理念、基本方針、利用区分別の町土利用の基本方向 ・町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
令和5年3月	第3回国土利用計画審議会 ・地域別の概要 ・第1章、第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要 ・国土利用計画素案
令和5年5月	県協議開始
令和5年11月 ～令和5年12月	パブリックコメントの実施
令和6年1月	第4回国土利用計画審議会 ・県協議結果及びパブリックコメント結果の確認 ・国土利用計画(案)の確認 ・国土利用計画(案)の答申(案)の確認
令和6年2月	国土利用計画の答申
令和6年3月	須恵町議会報告

7. 町土の利用区分およびその定義

利用区分	定義
1. 農地	農地法第 2 条第 1 項に定める農地及び採草放牧地の合計をいう。
(1) 田	耕地の目的に供される土地であって畦畔を含み水路、農道を含まない。
(2) 畑	同上
2. 森林	国有林と民有林の合計をいう。
(1) 国有林	ア. 林野庁所管国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁が所管する森林をいう。 官行造林地も含む。 イ. その他省庁所管国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林をいう。
(2) 民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって同条第3項に定めるものをいう。
3. 原野	森林以外の草生地であり、湿原、未利用の野草地など(採草牧草地は除く)をいう。
4. 水面・河川・水路	水面・河川・水路の合計をいう。
(1) 水面	湖沼(人造湖及び天然湖沼)及びため池の満水時の水面面積であり、堤体は含まない。
(2) 河川	一級河川、二級河川、準用河川における河川区域をいう。
(3) 水路	農業用排水路をいう。
5. 道路	一般道路、農道及び林道の合計をいう。
(1) 一般道路	道路法第 2 条第 1 項に定める道路(高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道)をいう。
(2) 農道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道と「市町村道路台帳」の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道をいう。
(3) 林道	国有林道及び民有林林道をいう。
6. 宅地	建物の敷地および建物の維持又は効用を果たすために必要な土地をいう。
(1) 住宅地	住宅として機能する建物が存在している用地をいう。
(2) 工業用地	従業員 4 人以上の事業所の敷地をいう。
(3) その他の宅地	「宅地」から「住宅地」と「工業用地」を除いた土地をいう。
その他	上記のいずれにも該当しない土地をいう。
合計	町土面積をいう。

8. 利用区分別面積の推移

単位:ha

利用区分別面積	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
市町村面積	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631	1,631
農地	163	160	155	152	147	144
田	144	141	138	135	130	127
畑	19	19	17	17	17	17
森林	627	627	627	627	650	650
国有林	122	122	122	122	122	122
民有林	505	505	505	505	528	528
原野等	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	65	65	65	65	65	64
水面	36	36	36	36	36	36
河川	20	20	20	20	20	20
水路	9	9	9	9	9	8
道路	145	146	146	147	147	147
一般道路	127	127	128	128	128	128
農道	7	7	7	7	7	7
林道	12	12	12	12	12	12
宅地	488	492	494	499	503	503
住宅地	271	272	273	275	277	277
工業用地	23	27	26	26	26	28
その他宅地	195	193	195	198	200	198
その他	143	142	145	141	119	123

出典:福岡県土地利用動向調査、庁内資料

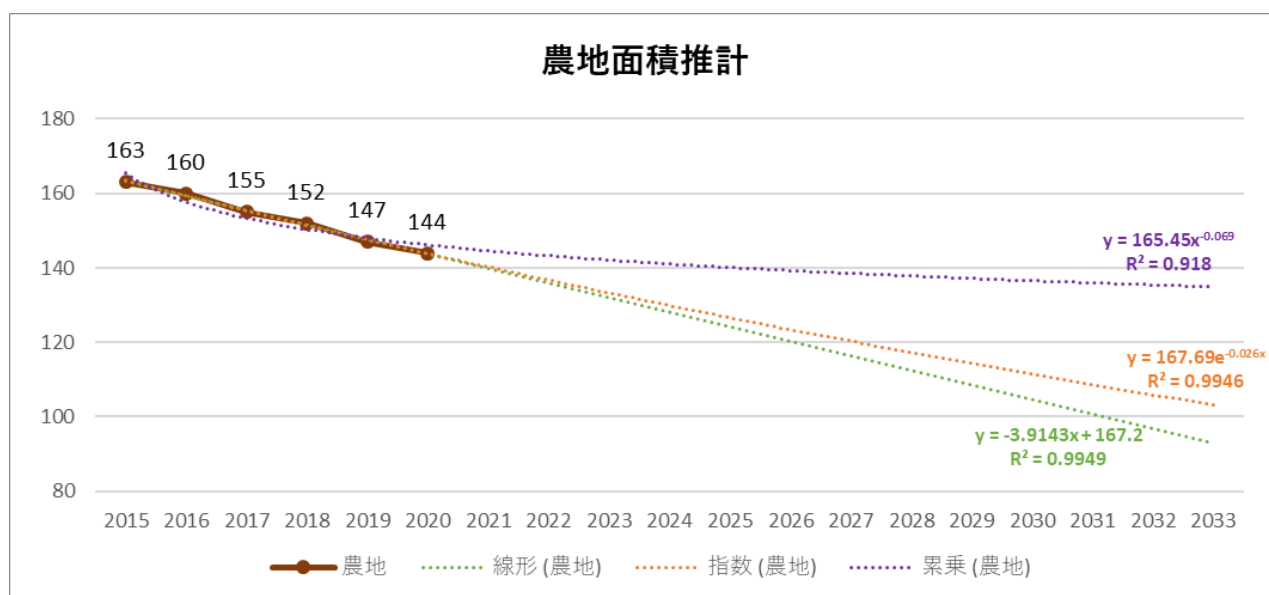
9. 利用区分ごとの推計面積

■農地の推計

2015(平成 27)年から 2020(令和2)年の実績値に基づき、緩やかな減少傾向を示す数式(累乗近似)により、2028(令和 10)年と目標年次(2033(令和 15)年)の推計値を算定した。

単位:ha

	農 地		
		田	畑
2015 年	163	144	19
2016 年	160	141	19
2017 年	155	138	17
2018 年	152	135	17
2019 年	147	130	17
2020 年	144	127	17
	⋮	⋮	⋮
2028 年	141	125	16
	⋮	⋮	⋮
2033 年	136	121	15

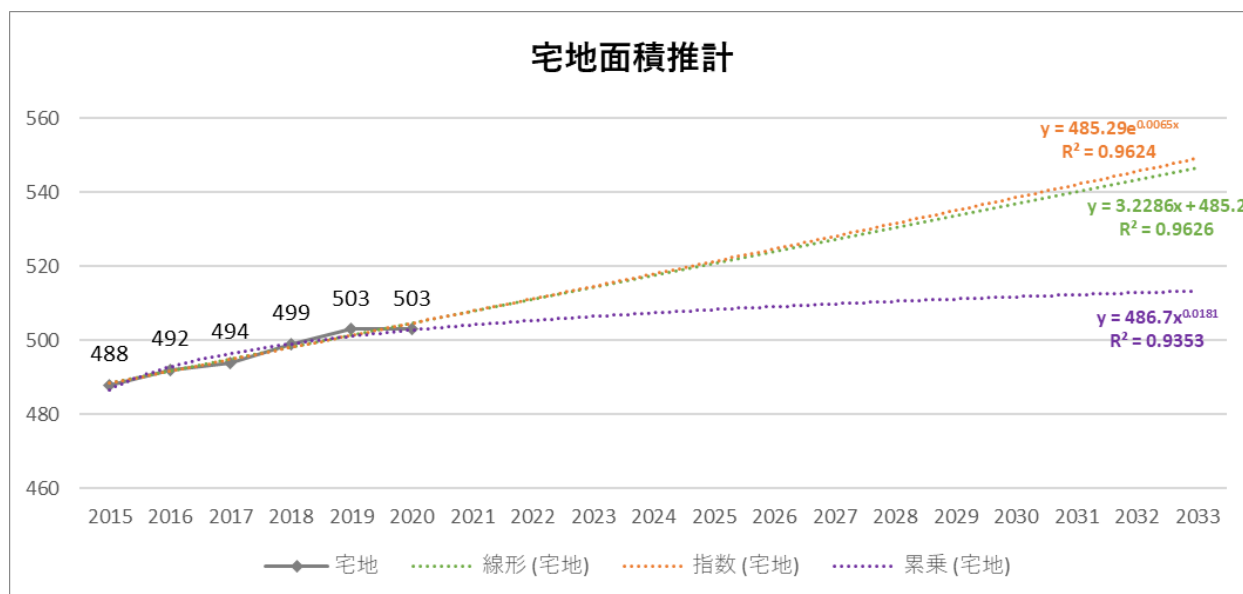


■宅地の推計

2015(平成 27)年から 2020(令和2)年の実績値に基づき、緩やかな増加傾向を示す数式(累乗近似)により、2028(令和 10)年と目標年次(2033(令和 15)年)の推計値を算定した。

単位:ha

	宅 地			
	住宅地	工業用地	その他の宅地	
2015 年	488	271	23	195
2016 年	492	272	27	193
2017 年	494	273	26	195
2018 年	499	275	26	198
2019 年	503	277	26	200
2020 年	503	277	28	198
	⋮	⋮	⋮	⋮
2028 年	508	279	29	200
	⋮	⋮	⋮	⋮
2033 年	511	280	30	201



第三次須恵町国土利用計画

令和6年3月

編集・発行 須恵町

事務局 須恵町 都市整備課 都市計画係

〒811-2193

福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 771 番地

電話番号 092-932-1151 (代表)

